

株主各位

簡易事業譲受公告

令和3年8月31日

横浜市青葉区荏田西二丁目1番3号
株式会社タウンニュース社
代表取締役 宇山 知成

当社は、令和3年8月6日開催の取締役会において、令和3年10月1日を効力発生日として、株式会社タウンニュース・ロコ（住所：横浜市青葉区荏田西二丁目1番地3）の事業の全部を譲り受けることを決議致しましたので、通知致します。

なお、この事業譲受けは、会社法第468条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。

この事業譲受けに反対の株主様は、会社法第468条第3項の規定に基づき、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。